

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金

< 一本化ができます >

受付期間を
延長しました

「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を現在ご利用中の方が、新たに追加融資を申し込む場合、令和3年8月1日から一本化することができます。

資金使途 運転資金

申込限度額 2,000万円

返済期間 7年以内 (据置12か月以内含む)

実質金利 0.2% (年利2.0% 区の補助1.8%)

信用保証料 新たな融資の保証料から返戻保証料を差し引いた額を補助
一本化に伴い、現在ご利用中の融資に係る保証料の一部が保証協会から返戻されます。
区は、返戻額保証料が確定した後に、差額分の補助を行います。

受付期間 令和4年3月31日まで

金融機関や保証協会による審査の結果、融資を受けられない場合があります。



< 申込みできる方：以下のすべての要件を満たす事業者 >

- 令和3年7月31日以前**に区があっせんした「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」をご利用中(据置期間中を含む)で、**追加の「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」のあっせんを希望する事業者**
- 墨田区商工業融資の融資あっせんの基本条件を満たしていること
- 最近1か月の売上高が、前年(又は前々年)同月比で5%以上減少していること
- 最近1か月と今後2か月を含む売上高の見込みが、前年(又は前々年)同月比で5%以上減少することが見込まれること

< 必要書類 > 納税証明書以外の必要書類はコピーをご用意ください

- 「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の申請時に必要な書類一式
- 「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」専用の「一本化依頼書・確認承諾書」
- 信用保証書の写し(信用保証協会の保証番号が記載されているもの)

ホームページから
ダウンロードできます

< その他 >

- ・同一金融機関同一支店のみ一本化の対象になります(金融機関の承諾が必要です)
- ・一本化した融資に対して再度一本化はできません
- ・一本化した融資も据置期間を設けることができます
- ・元金の返済が始まっていない方もご利用いただけます

< 問い合わせ・連絡先 >

墨田区産業観光部 経営支援課

5608-6183(直通)